

登記手続案内について

登記手続案内を希望される方は、下記「登記手続案内をご利用のみなさまへ」をご確認いただき、事前に電話又は窓口でご予約をお願いします（ウェブ手続案内の予約は、ウェブからの予約のみとなります。）。

予約なしで来庁されたお客様につきましては、対応いたしかねますので、誠に申し訳ありませんが、予約をお取りいただいた上でご利用いただきますようお願いします。

予約をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。

登記手続案内予約お問合せ先

管轄区域一覧は[こちらをクリック](#)してください。

不動産・法人登記部門	027-221-4466	高崎支局	027-322-6315
桐生支局	0277-44-3526	伊勢崎支局	0270-25-0758
太田支局	0276-32-6100	沼田支局	0278-22-2518
富岡支局	0274-62-0404	中之条支局	0279-75-3037
渋川出張所	0279-22-0242		

- ・電話によるご案内 予約時間にこちらからお電話します。
- ・対面によるご案内 予約された時間に来庁してください。
- ・ウェブによるご案内 [こちらをクリック](#)してください。

**ご自身で申請書の作成が難しい、時間がない、という方は
こちらにご相談ください。**

相続登記、抵当権抹消登記、
会社・法人の設立、役員変更等



[群馬司法書士会](#)



○無料電話相談

027-221-0150

月～金（祝日を除く）

午前10時～午後4時

土曜日（毎月第2・第4）

午後1時～午後4時

土地の分筆、合筆、地目変更、
建物の新築、滅失等



[群馬土地家屋調査士会](#)



○無料相談

毎週火曜と木曜

時間：午後2時～午後4時30分

場所：土地家屋調査士会館（前橋市）

※必ず事前の予約が必要です。

027-286-0033（代表）

前橋地方法務局

完全予約制

登記手続案内をご利用のみなさまへ

④



ご利用は20分以内

1回のご利用は、**20分以内**です。
20分を過ぎると、後の利用者のご案内に支障が出てしましますので、**そこで終了します。**
予約時間に10分以上遅刻された場合、キャンセルされたものとして取り扱います。



事前の審査・法的判断はできません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。
登録免許税の計算、添付書面の内容の確認、登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効か判断することや、法的なアドバイスをすることはできません。



補正の可能性あり

登記申請書の審査は、受付後、受付番号順に行います。審査の結果、記載事項の訂正や書類の追加が必要になる場合もあります。
登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。



見本を参考に説明します

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を例に一般的な書き方について説明します。

【申請書類の様式】

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>



ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、係員が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。

現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



申請資格のない方お断り

申請人本人(親族・従業員)のご利用に限ります。

本人確認させていただく場合がありますので、ご協力ください。

法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士等)はご利用できません。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

前橋地方法務局